

役員等報酬規程

社会福祉法人善隣会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人善隣会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 旅費手当については、本法人の旅費規程に準ずる額

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に10円未満の端数が生じたときには、次とおり端数処理を行う。

- (1) 10円未満の端数については、これを10円単位に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認をうけて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附則 この規程は、平成30年6月12日から施行する。

別表1 (役員等の報酬)

	報酬の額（日額）
理事会への出席	3, 110円
評議員会への出席	3, 110円
評議員選任・解任委員会への出席	3, 110円
監事監査会への出席	3, 110円

*開催日が同日の上記理事会等へ出席した役員等の報酬の額は、3, 110円を上限として支給する。

*役員の旅費手当等の費用弁償については、みすゞ保育園旅費規程を準用する。
ただし、役員会旅費については往復10km未満の場合、300円を支給する。